

＜保有株式が TOB にあった際取るべき正しい 対応とは＞



株式投資をしていると、自分が保有している銘柄が TOB にさらされる機会があるかもしれません。

この記事では、TOB とは何か、また自分の所有している株式銘柄が TOB にあった時に考えられる 3 つの方法について紹介しています。

自分の所有している銘柄が、TOB になることに不安を感じている方は、参考にしてください。

1. TOB とは

TOB(Take Over Bid)とは株式公開買付のことで、公開買付者が「買付価格」、「買付予定数」、「買付期間」を公示し、証券取引所を通さず、市場外で不特定多数の株主から株式を買い集めることをいいます。

TOB をする目的は主に次の 2 つです。

- ・相手企業に対しての支配権を強める
- ・自社株を買い集める

TOB の目的について以下詳しく説明します。

●相手企業に対しての支配権を強める

発行済み株式に対して、株主がどれくらいの割合の株式を保有しているかという割合を持株比率といいますが、相手企業の持株比率を高めることで、より相手企業の重要な決定事項に関わることができるようになります。

つまり、特定の企業の株式を大量に買い集め、持株比率を高めれば、その企業の経営を支配することが可能になるのです。

●自社株を買い集める

他社の株式だけではなく、上場廃止したい、または、他社からの買収を防ぐなどの理由で自社株を買い集める際にも TOB を利用することがあります。

2. なぜ TOB は市場外で買い集めるのか？

なぜ TOB は証券取引所を通さずに市場外で株式を買い集めるのでしょうか。TOB のメリットについて解説します。

TOB のメリット

TOB 一方、証券会社を通じて市場から株式を買い集めようとする、目標となる株式数に至らなくてもキャンセルはできません。そのため、TOB に失敗した場合は、株式の購入代金が損失となる可能性があります。

また、市場で株式を大量に購入すると株価が上昇してしまい、買付する側は買収にかかる費用が増加してしまうため見通しが立てにくくなります。一方、TOB は買付価格を事前に公示して購入するため、買収に必要な金額の見通しが立てられます。

3. 保有株式が TOB にあった際に取りべき正しい対応とは

保有株式が TOB にあった際に、株主の取るべき選択肢は主に以下の 3 つです。

- ・TOB に応じる
- ・市場で売却する
- ・そのまま保有する

それぞれについて詳しく解説します。

◇TOB に応じる

買付企業の指定する証券会社に口座を開設し、株式を移管することで証券会社に保有する株式を買い取ってもらう方法です。銘柄によっては、移管手数料がかかることがあります。

一般的に市場価格よりも TOB による買付価格の方が高値ですが、値上がりして市場価格の方が上回る可能性もあるので、売却をする際は忘れずに比較しましょう。

◇市場で売却

TOB が公示された後も引き続き上場していれば、TOB ではなく証券会社に売却注文を出し、市場で売却ができます。

TOB が公示されると、市場価格も買付価格に近付いていく傾向があります。

TOB は応募株数合計が買付予定数の上限を超えた場合は、一部しか買付してもらえない、または、TOB 自体が失敗に終わると株価が急落する、といったこともあるので、TOB ではなく市場で売却してしまうことも 1 つの方法です。

◇そのまま保有

株式をそのまま保有し続けることも可能です。ただし、TOB 完了後、上場廃止となる場合は、流動性が極めて低くなるため注意が必要です。

また、TOB が上場廃止を目的としている場合は、株式を現金と引き換えに強制的に手放さなければならぬこともあります。

4. まとめ

TOB(Take Over Bid)とは株式公開買付のことで、相手企業に対しての支配権を強める、自社株を買い集めるといった目的で行われます。

もし自分が保有している株式が TOB にあった場合の選択肢としては主に、TOB に応じるか、証券会社を通じて市場で売却するか、そのまま保有するという3つの選択肢があります。

それぞれの特徴を理解して、総合的な判断を心がけましょう。

<著者プロフィール>

福田 猛 氏

ファイナンシャルスタンダード株式会社 代表取締役

大手証券会社入社後、10年間、1,000人以上の資産運用コンサルティングを経験。2012年IFA法人であるファイナンシャルスタンダード株式会社を設立。独立系資産運用アドバイザーとして数多くのセミナーを主催し、幅広い年齢層の顧客から支持を受け活躍中。

著書に「金融機関が教えてくれない 本当に買うべき投資信託」(幻冬舎)がある。

2015年楽天証券IFAサミットにて独立系ファイナンシャルアドバイザーで総合1位を受賞。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依頼することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。

参考

経済金融情報メディア「F-Style」: <https://fstandard.co.jp/column/>

“F-Style”とは?

人々の暮らしと密接に関わる「お金のヒミツや仕組み」を、より分かりやすくお伝えする経済金融メディアです。